大田区地域包括支援センター運営方針の改正について

１　改正理由

　　令和５年度から個人情報の保護に関する法律が自治体に直接適用され、大田区個人情報保護条例は廃止となり、新たに大田区個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されるため。

２　改正内容

　　下記新旧対照表（案）のとおり

新旧対照表（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 　大田区地域包括支援センター運営方針平成30年８月１日30福高発第10838号福祉部長決定改正　令和４年２月25日３福高発第12278号福祉部長決定改正　令和○年○月○日○福高発第○○号福祉部長決定（個人情報の取扱い）第８条　センターは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）を始めとする関係法令等を遵守し、個人情報を厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意する。この方針は、平成30年８月１日から施行する。この方針は、令和４年３月１日から施行する。この方針は、令和○年〇月〇日から施行する。 | 　大田区地域包括支援センター運営方針平成30年８月１日30福高発第10838号福祉部長決定改正　令和４年２月25日３福高発第12278号福祉部長決定（個人情報の取扱い）第８条　センターは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）を始めとする関係法令等を遵守し、個人情報を厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意する。この方針は、平成30年８月１日から施行する。この方針は、令和４年３月１日から施行する。 |